

平成31年雇第5号

主 文

- 1 公共職業安定所長が、平成30年9月19日付けで再審査請求人に対してした5478円の納付を命ずる旨の処分は、これを取り消す。
- 2 公共職業安定所長が、平成30年9月19日付けで再審査請求人に対してした失業等給付の支給を停止する旨の処分及び既に支給した同年4月30日の1日分の基本手当5478円の支給処分を取り消してその金員の返還を命ずる旨の処分に対する再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

- 1 主文1と同旨
- 2 公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成30年9月19日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした、失業等給付の支給を停止する旨の処分及び既に支給した同年4月30日の1日分の基本手当5478円の支給処分を取り消してその金員の返還を命ずる旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成30年3月29日、A所在の会社Bを離職した。
- 2 請求人は、平成30年4月23日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、雇用保険の受給資格決定を求めた。
- 3 請求人は、平成30年5月15日、安定所に出頭し、失業認定申告書を提出し、同年4月23日から同年5月1日までの間は就労しておらず、同月2日よりC所在の会社D（以下「事業所」という。）に就職している旨を申告した。
- 4 安定所長は、平成30年5月29日、請求人から提出された採用証明書及び再就職手当支給申請書において、雇入年月日が同月1日となっていることを確認した。このため、安定所長は、同月31日、請求人の就職日を同月1日とし、雇用保険法第21条に基づく待期期間満了後の同年4月30日の1日分の基本手当5478円を支給する旨を決定した。
- 5 安定所長は、平成30年6月4日、請求人が同年4月25日付けで事業所において雇用保険の被保険者資格を取得したことを確認した。

6 本件は、安定所長が平成30年9月19日付けで請求人に対し、失業等給付の支給を停止する旨の処分（以下「支給停止処分」という。）及び既に支給した基本手当についての支給処分を取り消し、その金員の返還を命ずる処分（以下「返還命令処分」という。）並びに当該基本手当の額に相当する金員の納付を命ずる処分（以下「納付命令処分」という。）をしたことから、請求人が、これらの処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

7 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月8日付けでこれを棄却する旨の決定したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

安定所長が、平成30年3月19日付けで請求人に対してした支給停止処分及び返還命令処分並びに納付命令処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 前提事実

（略）

2 当審査会の事実認定及び判断

（1）支給停止処分及び返還命令処分について

ア 雇用保険法（以下「法」という。）第10条の4第1項の規定により、偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができる。また、法第34条第1項（同法第36条第5項、第37条第9項、第37条の4第5項及び第40条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、偽りその他不正の行為により求職者給付の支給を受けた者には、これらの給付を受けた日以後、基本手当を支給しないこととされ

る。

イ 請求人は、平成30年5月15日、安定所に出頭し、同年4月23日から同年5月1日までの間は就労しておらず、同月2日より事業所に就職している旨を申告した。

また、請求人は、当該申告に基づき失業認定を受け、平成30年4月30日の1日分に当たる基本手当5478円の支給を受けている。

一方で、請求人は、平成30年4月24日付けで事業所に入社し、同月25日及び30日に研修を受けていること、同月27日及び28日には時間外労働をしており、時間外手当が支給されていることが認められる。

ウ ところで、法第10条の4第1項及び第34条第1項に規定する「不正の行為」に該当すると認められるためには、行為者に故意の存することを要すると解されるところ、請求人が、平成30年5月15日、同月2日より事業所に就職している旨を申告したことに故意が認められるか、以下検討する。

(ア) 失業認定申告書の欄外左側には、「パート・アルバイト・派遣・研修・見習・試用期間など名称を問わず1時間でも働いた日、会社役員・監査役に就任した時は収入が無くても必ず申告して下さい。」と記載されている。また、同申告書裏面にも、賃金などの報酬が無くても就職又は就労したことになる旨記載されている。

(イ) 雇用保険受給資格者に交付される「雇用保険受給資格者のしおり」にも、「パートタイマー、アルバイト、派遣就業、見習・試用期間、研修期間、臨時雇用、日々雇用など、名称を問わず申告が必要です。収入が無くても申告してください。」と記載されている。

(ウ) 請求人が、平成30年4月24日付けで事業所に入社したこと、少なくとも同月27日及び28日に賃金が支払われていることは、前記(1)イでみたとおりであるから、上記(ア)及び(イ)を踏まえると、請求人は、同月24日から同年5月1日までの各日について、申告すべき事実があることを認識していたものと認められる。

(エ) 請求人は、会社に平成30年4月25日から研修期間として入社し、賃金の支払はなく、研修終了の翌日から本来の就職であり、会社から聞いた日付を就職日として申告したものであり、不正には該当しない旨主張するところ、事業所は、同年5月29日安定所受付の採用証明書及び再就職手当

申請書において、雇入年月日を同月 1 日としていることから、請求人は、事業所から、入社日を同日と伝えられていたとも考えられる。

しかし、請求人は、失業認定申告書において、同年 5 月 2 日より就職していると申告していることが認められるのであるから、これらの事情に鑑みれば、請求人は、申告すべき事実があることを認識しながら、就職した日を遅く申告し、不正に基本手当の支給を受けたと判断される。

エ よって、支給停止処分及び返還命令処分は相当なものと判断する。

(2) 納付命令処分について

ア 法第 10 条の 4 第 1 項の規定により、偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の 2 倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができるとされている。

イ 本件納付命令に関し、安定所長が、法第 10 条の 4 第 1 項の規定による厚生労働大臣の定める基準（以下「大臣基準」という。）のどの項目を適用して処分を行ったかについては、一件記録からは必ずしも明らかではないが、本件の事実関係からみて、安定所長は、大臣基準において納付命令の対象とされている行為の一つである「安定した職業に就いているにもかかわらずその事実を秘匿した失業の認定を受けるための失業認定申告書の提出」に該当するものと判断したと考えられる。

ウ 請求人は、上記（1）のとおり、平成 30 年 4 月 23 日から同年 5 月 1 日までの各日について、研修期間でも就労したことになるにもかかわらず、就労した事実を秘匿して、失業の認定を受け、同年 4 月 30 日の 1 日分に当たる基本手当 5478 円の支給を受けている。

エ しかし、請求人は、職業に就いている事実は秘匿しておらず、また、雇用期間の定めのない雇用契約により事業所に採用されているものの、安定所長は、1 年を超える雇用見込があることを確認していないことから、直ちに、請求人が安定した職業に就いていたと評価することは困難であること、平成 30 年 5 月 30 日付けで退職していること、その他労働条件等の諸点を総合的に勘案すると、安定した職業に就いていたとまでは認められず、したがって、大臣基準の 1 つである「安定した職業に就いているにもかかわらずその事実を

秘匿した失業の認定を受けるための失業認定申告書の提出」に該当するとは
いえない。

オ 請求人において大臣基準の他の項目に該当する事実も認められないことか
ら、結局、請求人において大臣基準に該当する納付命令の対象となる行為は
なかったと判断されるところであり、納付命令処分は、その取消を免れない。

3 結 論

以上のとおり、納付命令処分は相当ではないから、これを取り消し、支給停止処
分及び返還命令処分は相当であるから、これに対する本件再審査請求を棄却する
こととして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月27日